

第5回大阪市市民活動推進審議会

日 時：平成19年1月26日（金）午前10時～12時

場 所：大阪市役所 本庁舎 B1 第8会議室

《出席者》（委員・50音順）

浅野委員 有田委員 磯谷委員 坂 委員 武智委員 筒井委員
早瀬委員 堀野委員 三木委員 山内委員 山田委員

《市 側》市民局長 市民活動担当部長 区政課長代理
健康福祉局地域福祉課長

《議事》

- （1）市民活動を支援するための基金について
- （2）その他

質疑

（委員）前回の議論を踏まえて、具体的な制度、申請書などの資料が出てきている。

前回と一番大きく違うのは団体希望を行うということになっている。

団体希望を受け入れるということで、それと同時に団体登録を行うということになっている。これは必ずしも両者がリンクするものではないが、もし団体希望を一方で受け入れて、登録しない制度にすると、寄付する人が、まったくニーズのない名前を書いてしまうようなケースがありうる。

（委員）24区大阪市がある中で、それぞれの行政区単位で個性のある取り組みを行っていくというのが、今の大阪市の姿勢であると思う。

港区は市民活動を活発に行っていくためにNPOを行政と連携した形でつくらないといけないのではないかと考えている。活動するとなると市民活動の財政的な基盤が必要になると思う。色々な形で受け入れる入れ物が必要と考えている。その場合、人格としてはNPOが一番いいのではないかと考えている。NPOがこういった形の寄付を受け入れられるようになれば、活動の基盤が開けてくると思うが、可能であればこういった事も前提に考えてみたいと思うが。

個性のある行政をと言うことで市民も一緒になって賛同しようとしたとき、自由な形でお金の出し入れが出来るものがあるのではないかと、例えば、港なら港区レベルのNPO

をつくろうとそれが市民の寄付の受け入れ先になれば、市民もそこが活用するならというようになってくる。そういった方向で取り組みが出来れば、地域の人も取り組みやすいのではないか。

(事務局) われわれが今考えているのは、団体の事業について助成していこうと考えている。寄付については大阪市が受けて事業を助成していくので、特定団体が基金の受け皿になって自由に活用を行うようなイメージではない。

(委員) 大阪市の基金は、地域が簡単に受け入れられるものではないと考えていいのか。

(事務局) 港区に寄付があった場合、港区で事業を行う団体について考慮をして、審査会で審査して事業助成を行っていくということになる。

(委員) 港区に指定寄付があれば、行政を通じて港区にくるといふことの可能性があるという事か。

(事務局) 必ず港区に行くという確約はない。審査会で一定審査されるので。

(委員) 寄付の受け入れ先として今あるもので対応するのか。

(事務局) 市民活動推進基金という新たな寄付の受け入れ先をつくる。そこに寄付を募ることになる。既存のものを使うというイメージではない。

(委員) 他都市事例を見ていたら入れ物は作るのはいいが、それを本当にうまく活用しているのか。大阪市は作るのはいいが、それをうまく活用できないということになると困る。そのあたりは難しいと思う。

弾力的に運営できるようなものをつくってほしいと思う。行政区単位でうまく運営できるように考えてほしい。

(委員) 基本的な考え方として、税の関係でいえば税額控除ではなく所得控除であるので、寄付をしても寄付と同額分の税金が減るのではない。

こういう公益活動を市民活動団体がすることによって、行政の負担が減る。結果的には国民全体にプラスになる。特定の市民活動団体が得をして、というようなことではない。市民活動を活性化するのはそういった意味がある事を、基本として認識は必要と思う。

(委員) まだ、団体希望を行うというのは決まっていないと思うが、団体希望を実施する

と集まりやすいとあるがそういったデータはあるのか。他都市ではどの程度割合があるのか。われわれの財団は169あるが、分野指定での寄付が109ある。団体指定はほとんどない。団体指定での寄付の割合が問題になってくると思う。

希望しなくてもいいとあるが、そういった色々な条件を寄附者がいいのかどうか。

(委員) 寄付の申請書で団体・分野・地域と希望する欄があり、指定無しでもいいとなっているが、この申込書であれば、3つとも記入する人がいると思う。そうすると、3つの条件がすべて一致するというのはいないと思うので、無記入でもいいというものをもっとはっきり書いてもいいのではないか。

(委員) 港区の特定のNPOについて寄付したといえ、差が無ければ基金に入れなくても直接寄付をすればいい。税の効果がどこまであるのか。

助成財団などで、団体希望でもし財団が税の優遇を受けていたら、特定団体で出せるところに団体は同じ税の優遇を受けているところでないといけないのでは

NPO法人が登録しやすいとあるが、本来は認定NPO法人ではないか。

(委員) 認定NPO法人が何万とあればこの基金自体の必要性も薄れる。他都市をベースに登録要件などを定めているということであるが、団体の要件で事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費の占める割合が100分の50以上であることと記述しているが、これはNPO法人しかいえないので、任意団体も含めるのであれば、これに準じたNPO法人の特定非営利活動に係る事業費など多少書き換えないといけない。団体登録用紙も同じである。様式をNPO法人向けに変えるか、任意団体も含めた両方に使えるようにするか表現を工夫した方がいい。

(委員) 小さな団体の事業費などの報告で、簡単な出納簿など年間をつけている団体はそれでいいと思うが、貸借対照表などそこまでのものでなくてもいいのか。

(事務局) 一定レベルの書類は必要と考える。そうしないと審査自体も難しくなる。NPO法人とまったく一緒の書類となると無理があると思うが、ある一定のレベルの書類は必要と考えている。

(委員) 登録できる要件など募集要項などできっちりと示していくのか。

(事務局) 要件など示していくことになる。

(委員) 寄付で団体希望を受け付けるために団体登録をすると書いてある。

たとえば、基金の設置についての資料でP3(2)でいくと分野希望、地域希望も事前に登録しないといけないのか。団体希望を取り入れるということで登録するとあるが、分野も地域も事前に登録しておいてそこから広く募集するというのでいいのか。

(事務局) 団体を登録しないと寄附者が希望した団体が本当に存在するのかわからない。ある一定の条件で登録された団体の中で事業募集することになる。

(委員) P3(2)の「団体希望」を受け付けるためという表現は変えた方がいいのではないか。

(委員) 団体を登録してもらうための用紙で分野・地域など書くことになっているが、地域で大阪市全域を活動エリアとしている所も多いので、その選択肢がないと基金の運用上困るので、主な活動地域で自由書式ではなく24区と大阪市全域という標記をあらかじめ入れておいた方がいいのではないか。

(委員) 今この審議会で団体登録申請書など検討しているが、細かい詳細については運営委員会で決めていくという理解でいいのか。

(事務局) 4月以降運営委員会を立ち上げて一から行っていくとなると時間がかかるので、ある程度骨格部分はこの審議会で決めていくことになる。
任期としては2年くらいをイメージしているのでその間にまた運営委員会から意見をいただきながら細かい修正等あれば行っていきたい。

(委員) 地域指定とあるが、事業をする団体は複数の行政区で実施とするような登録の仕方がいいのでは。実際、港区と大正区と一緒に事業を行うのは不可能であるが、行政区単位なら行政区単位以上と言うような形での登録の方が運用がしやすいのではないか。

(委員) 団体が登録をする時に広めの範囲を登録しておけば、それより狭い範囲であればいいということか。活動エリアを北区と淀川区に丸をつけた団体があり、寄附者の希望が北区であれば団体が対象となりうる。

(委員) 一つの行政区を単位としてそれ以上ということに基準をしてもらった方がいい。それ以下になるとだんだんエリアが小さくなっていく。最低でも行政区と言うような形で提案をしたい。

(委員) 今の形であれば、活動地域を自由に記入するようになっている。それであれば小

さい単位で記入してくる可能性もあるので、区の名前を最初から記入しておいて、そこにしるしをするような形がいい。

(委員) 活動分野別リストで、来年、公益法人法が施行されるが、公益法人法で示されている活動分野とNPO法で示している活動分野は同一でない。今後どうなるかわからないが公益法人法が来年12月に施行されるので、そのあたりを勘案しながら活動分野を決めた方がいいのではないか。

(委員) 確認であるが、まず団体登録をして、その中から寄附者が寄付したい団体を選ぶ。たとえば、団体の登録をしておいて、環境問題を港区でやりたいといえればそれに該当するところが出てくる

団体登録は団体登録。環境は環境で募集するというものではない。

活動分野一覧をみると手法とテーマみたいなものが混在している様に思う。

貧困撲滅のための国際交流であったり、人権尊重の平和国際交流があったりと思う。

NPO法にとられることなく、国内の環境保全なのか海外の環境保全なのか。はっきりした方がいいと思う。リストに災害救援・地域安全とあるがまったく取り組みが違っていると。市民にとってわかりにくいリストになっている。市民活動支援や情報化社会といった言葉は現状であって活動分野とは違うのではないか。

(委員) この活動分野リストはNPO法の分野でもない。数は偶然一緒であるが。

(委員) 今活動している現状を踏まえて、もう少し分かりやすく整理した方がいいのではないか。

(委員) 分野もあまり細かく分けない方がいい。

(委員) 登録するとしたら、登録した時点はそうだけれども地域で課題が出てきて新たなテーマで取り組みたいとなった時、それについては活動実績が無いけれど、団体としての活動実績があるので、本当はこの問題について取り組みたいという時もでてくると思う。分野に固定されてしまうと発展性をそぐ恐れがあるのではないか。

(委員) 提言の楽市・楽座の理念を書いたらどうか。

(委員) 団体登録の方も活動分野は複数でいいのではないか。寄附者には複数とかいてある。

(委員) 他文化共生社会をめざすというのであれば、具体的に何をするのか明確にした方がいい。

(委員) 活動分野については、全ての分野に丸をしている団体がある。

(委員) NPO法人格を持っているところは定款どおりの活動分野を記入するというのも案としてある。

(委員) 団体は登録申請があって、事業申請もあるので2回することになる。そのときの申請事業で分野などを見ればいい。

(委員) 制度の発足時は団体表と事業表が同時に出てくるイメージか。

(委員) 団体表しか出ないのではないか。

(委員) 登録団体全てが事業申請するわけではない。

(委員) 共同募金などの場合は助成希望事業を最初に申請しておいて、その事業に対して寄付金を集めている。

(委員) 寄附者が希望する分野とマッチングするのは団体の分野ではなく事業申請書の分野か。

(事務局) 今考えているのは事業申請書の分野である。

(委員) 事業申請書の分野とマッチングするのであれば、団体申請するときの分野はあまり意味が無いのではないか。

(委員) もともと事業関与寄付というのがあったが、なくなった理由を教えてください。

(事務局) もともと団体指定をしない案で動いていたので、希望無しと分野だけであったので、何か違う仕組みを考えた時に事業関与という案が出た。前回議論で事業に関与する場合どこまで、どの程度関わればいいのかなど実際事業を行っていく場合、難しいのではないかと指摘があったので、そういった点を踏まえて団体指定という案にしていった。

(委員) 寄付申請書の書き方で次の分野の活動をしている団体のために活用してほしいと

あって地域は地域のためにとかいてあるが。

(委員) 地域と言うイメージがアジア地域というような広いイメージをしてしまう。

(委員) 例えば、寄付分野で国際という分野と淀川区にという項目に丸が入っているときはどうするのか。

(委員) 寄付申請書で地域の書き方が、この地域で活動している団体に寄付をしたいのか、この地域のために寄付をしたいのか。意味合いが違ってくる。

(委員) 大阪市内の 24 区の範囲を想定していた。国際間の交流など論点が違っていた。大阪市内の市民活動を想定していた。

(委員) 寄付申請書で希望する欄にもう一つ、自由記入の欄を設ければどうか。その自由記入欄を見て、審査委員会で勘案すればどうか。

(委員) 寄付先については審査委員会にお任せしますという選択肢が最初にあるほうがいいのでは。

(委員) 災害救助や平和活動までを対象にするスケールの大きな寄付ではないのでは。基本的には市民の活動、市民活動に寄付をすると言う事でいいのでは。

(委員) 団体の活動規模が小さくても、活動範囲が世界ということもある。集まる金額が小さくても地域を縛る必要はない。

(委員) われわれがこれを活用しようとする少し考えていることと違うなと感じる。

(委員) 地域の活動も、この基金は活用することが出来る。

(委員) われわれが今考えていることは、各行政区単位に金銭の入れ物をつくったり、活動団体を作ったりするイメージがある。

活動基盤が、今質問している事とちがうのではと感じる。

市民活動団体を対象に基金を作って助成する仕組みは、今の大阪市にはこれ以外ないのではないか。この制度に、われわれの区の団体が、うまくその中に組み込まれていけばいいが、そうでないように感じる。

市長が今いっている個性のある市政、各区にも予算権限が委譲されるということである

が、市民は市民で行政区単位で活動していこうと考えた時、どのいれものでやるのか。こういった基金が出来たら、指定寄付で各区単位で財源がつくのであればやりやすい。自分のいる区でもNPOなどつくって活動していこうと考えるが、こういった制度があれば活用したいと考えていた。

(委員) 100万円指定寄付があって、100万円が指定する団体に行くわけではない。

(委員) 内部の大きな基金の中に、区単位の基金をつくれればいい。行政区単位で実施しようということであれば、各区単位で基金を作らないといけない。そうでないと基金の管理ができない。地域指定で複数でも可となれば、寄付額の割合など書いてもらわないと活用できないのではないか。

(委員) 地域で運用できるのであればいい基金になると思うが。

(委員) 複数の地域を書く場合は、割合も記入するのか。

(委員) 割合もそうであるが、24区で例えば、北区であれば北区と指名できるのであれば、事実上北区と指名された寄付は、一定のファンドにしないといけないと考える。そうなる、私は北区基金に寄付しますということになると思う。

(委員) 割合にこだわるのであれば、申請書は2枚か書くべきではないか。

(委員) やり方はいろいろあると思う。事実上、区ごとに基金を作るんだなと思った。区政がどうという話より、市民活動をどうするかという大きな話であるので、例えば区ごとにないのであれば、つくることも検討した方がいいのではないか。

(委員) そうなれば、市民のほうも非常に活動がしやすいと思う。寄付もしやすいと思う。

(委員) われわれの財団では希望という言葉をやめた。契約行為といわれている。財団の場合は、地域でこういった寄付を募るのであれば、私が区を希望した場合は、区の基金に入るのだなと思うし、市民もそう思うのでは。内部でお金の管理はしっかりしていないと。

(委員) 集めやすい方法を考えて、寄付する人が寄付しやすい評価される方法、使い方が生きた使い方になっていること。そうすれば活動に活力が出てくる。

文章ではいい事を言っているが、あまりがんじがらめでもいいけない。大阪市がアクション

ンを起こすのであれば、ダイナミックな発想で考えてもらいたい。

(委員) P5でスケジュールが載っているが、先ほど税法上の関係で市議会にかけなさいということであったが、助成事業の審査・決定と言うのは市議会というのを何らかの形で書くべきではないか。その際、税金で各区に対して、行っている施策とダブらないようにしないと税金でNPOに補助しているけれども、同じ項目でどこまで許されるのかと言うのを明確にしておかないと、片方だけをオープンにしてもう一方が出ていないとなると、少しその部分が、公表されているようで公表されていない。

(委員) 基金の設置が議会にかかっているかどうか。助成の配分などを議会にかけるという意味ではない。条例設置に関して議会にかけるということでいいのでは。

(事務局) 予算・決算等必ず議会にかけることになっている。

(委員) P6の審査基準で の専門性で行政にはない専門性があることや、現実性で実行可能な方法・計画・予算で立案されているなどあるが、団体はこういった事業申請をしないといけないのか。また、団体の登録申請書で登記簿謄本や事業報告書等こういった書類を市民活動団体に求めるのか。

(委員) 当然NPO法人にはこういった書類は求めていく。法人格を持っていない団体は当然登記簿謄本などはない。

(委員) これだけを見ると市民活動団体みんながこの書類を用意しないといけないようになっている。添付書類のところにNPO法人とそうでない団体の準備出来る書類を明確にする必要があるのではないかな。

(委員) 最終的には審査委員会で助成先などを決定していくことになると思うが、審査項目で先駆性・先進性などあるが、NPOにとっては非常に大事な要素であるが、必ずしも独創的でないが、この地区では非常に大事だという事業でもこの審査項目で低くなって助成できないというパターンもある。もう少しこの先駆的・独創的という言葉の表現を検討してはどうか。

(委員) 審査項目で ~ を見ると必ず必要であるという項目と、あればなおいいという項目がある。

(委員) 審査基準について少し視点を変えて、継続性であるとか、地域にどれだけ還元さ

れているかなどもう少し具体的な項目が必要ではないか。
日常的に市民から寄付を集めて行う助成事業であるので。

(委員) 助成対象事業とあるが、このあたりの問題から解決しないと審査基準まではいかない。この問題を議論した方がいい。

(委員) このあたりの細部の決定は、新年度の審議会でもいいのか。

(事務局) 4月からPR活動を行っていくので、それまでには大筋は固めていかないといけない。

(委員) 基金周知のパンフレットの案など事前に示した方がいいのでは。

(委員) この制度をみているとこういった内容をよく知っている大きなNPO団体等はずごく有利になってくるのではないか。

(委員) あくまで助成対象は事業である。

(委員) 市民活動団体が協同で事業申請などを行うのは可能か。

(委員) 可能だと思う。そういった事業例もあると思う。

(委員) 登録団体の要綱で登録期間が5年というのは長すぎるのではないか。

(委員) 補助対象経費が事業費の2分の1とあるがこれは決まっているのか。

(事務局) これについては、市民の寄付であるが、いったん大阪市に入るので、大阪市の補助金のガイドラインに沿って行う事になる。

(委員) 100%税金でやる補助金と考え方を変えてもいいのではないか。

(事務局) いったん大阪市に入っているのでガイドラインに沿うようになる。

(委員) 団体登録要綱の2条の(5)と黒点の3点目は同じ事を言っているので削除した方がいい。

(委員) 寄付申請書で例えば10万円を団体指定で寄付をした時、その寄付はどうなるのか。指名した団体に声かけをするのか。団体指定が多ければ、一般公募もやりにくくなる。具体的にどうしていくのか。

団体指定寄付をして審査委員会で審査して活用先を決めるとあるが、寄附者の立場からすれば、団体指定した限りは団体から事業募集をしてくれると考える。

(事務局) 事業募集をかける時は、登録された団体から広く事業を募集することになる。どの団体にどれだけ寄付があったなどは事前には言わない。

(委員) そういうことであれば、団体指定などの看板は掲げない方がいい。

そんなマッチングは考えられない。

希望に添えない場合があると書いているが、まず団体指定で団体名を記入させているのでマッチングする努力はしないとイケないのではないかな。

(事務局) 声かけするという事は団体にお金が行くよと事前についていることになる。

(委員) 今寄附者の立場として言っているが、団体指定しているにもかかわらず、声かけもしないし、ということであれば指定した団体が助成を受けられないパターンもあると思う。寄附者の立場を考えればこんなマッチングはありえないと思う。

(委員) 寄附者が団体に寄付したからという声かけを行うのではないかな。

(委員) 他都市の例では、登録団体自身で寄付のPRを積極的に行っている。

(委員) 寄附者の立場にたてば、まず事務局がコンタクトをとって団体から計画を出してもらおう。その計画を審査会で審査すればいいのではないかな。

(委員) 寄付の表現で寄付金額の全額が指定した団体に行くものではないとしたらどうか。

(委員) 同じだと思う。そこまで希望どおりにいかないなどかいてあれば、この制度自体どうかと思う。寄附者は団体指定をしないのではないかな。

(委員) 団体の応募がない場合は以下のような活動をしている団体に行く場合がありますとしたほうがいいのでは。

(委員) そういった意味では団体指定などこの文言は変更した方がいいのではないかな

(委員) 団体名を書くということは、当然寄附者は団体をよく知っているのではないか。だから、寄付したことは団体には、わかっているのではないか。

(委員) 助成申請事業を事前に公募しておいてリスト化する。そこに寄付を募るといふことも考えられる。

(委員) せめて事業分野ごとに募集するなどすればどうか。団体指定するということはその団体が行う事業であれば何でもいいということではないか。

(委員) 事業がメインであるので、事業申請書に付随してくるのが団体名簿であるとすれば、事業か団体かということはないか。

(委員) 登録団体リストを付けたとしてもHPで見ないとどんな団体か分からない。街づくりなのか、福祉なのか。団体名を知らなかったらしんどいと思う。分野をもう少し大きくわければどうか。団体の標記の仕方も少し工夫しないといけない。

(委員) 寄付を希望する時、どれか一つを指定するほうが運用しやすいのではないか。

(事務局) 標記の仕方は難しい。どれか一つと書くと必ず書かないといけないように移る。無記入でもいい。

(委員) 一番最初に指定無しで最後に団体指定にすればどうか。

(委員) A B C Dとならんでどれかに丸をつけてください。B C Dを選んだ人は、さらにその中から選んでください。とすればみんなに丸をつける人はいなくなるのでは。

(委員) 寄付の集め方が集めやすい仕組みをつくるのが重要である。

(委員) 大阪市と色んなところで出てくるが、市民は基金に寄付するのでもう少しぼかせないか。

(委員) 市民意識が強い人は、大阪に寄付しようという意識が強いと思う。

(委員) 寄付申請書の(ご注意)のところ、最終的に大阪市が決定と書いてあるが、実際的には運営委員会で決めるので、そのあたりの表現をうまく書いてほしい。

制度上はわかるが、表現の仕方だけであると思う。

(事務局) 添付書類もかなりのレベルのものを準備しないといけないと考えるが、任意の団体にどこまでを求めるのか。

(委員) NPO法人も任意団体もレベルだけ考えればおなじと考える。

(委員) 添付書類と同等の書類と言うことで考えておけばいい。この申請書に書く必要はないのでは。

(委員) 団体登録申請書の際に、添付書類で収支計算書と財務諸表をあわせて出してもらった方が、団体の財源のストックも確認できる。

(委員) 団体登録要綱の2条の(5)で最後の「でないこと」の言葉を取ればいい。登録の5年はいいのか。

(委員) 2年でいいのではないか。

(委員) 助成事業でCBは対象になるのか。

(委員) 助成金の制度上何も問題が無ければいいが。

(委員) 基金の財源が多く集まれば、翌年度に制度を広げるという選択肢もあるのでは。今日議論した部分で修正箇所を修正してメールで送付してほしい。広報用の資料も作成してあわせて送付してほしい。